

会員各位

自治会・回覧

2010年6月14日
桜台自治会
生活・環境部

犬の飼主の方へお願い！

最近、犬の糞のクレームが多数発生しています。
ポイ捨て条例により、放置した場合には、
2万円の罰金に処せられます。
犬の糞は持ち帰りましょう。

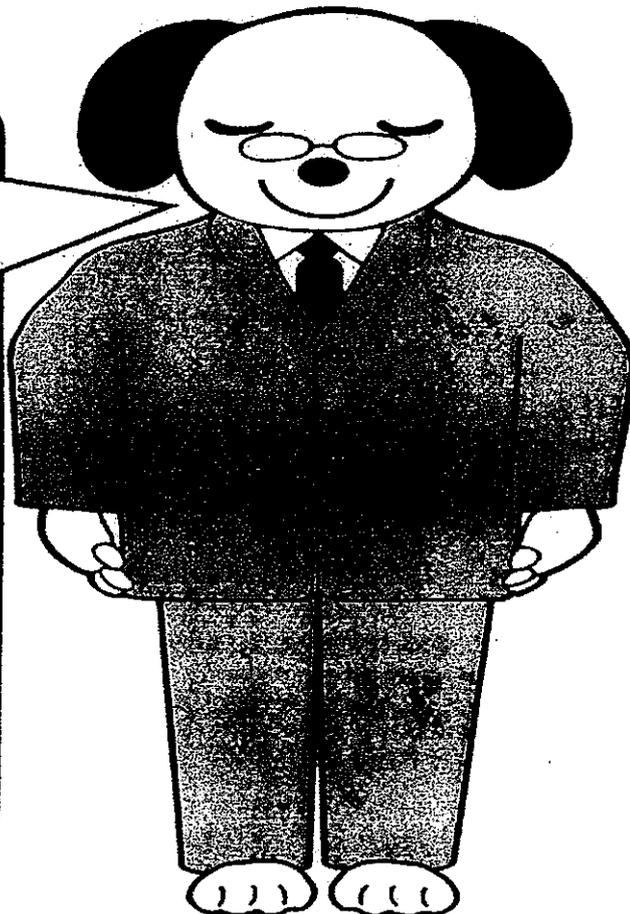
※ 条例の詳細は裏面を参照願います。



裏面



みんなが嫌いやな思しいをしています
犬のふんは持もち帰かってください



あなたは犬を飼う資格がありますか？

ポイ捨て防止条例により、
飼い犬のふんを放置した場合は
2万円の罰金に処せられます。

市原市

市原市ポイ捨て条例

〇市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例

平成9年3月18日
条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が一体となり、ポイ捨て行為を防止することによって、環境美化の推進を図ることを目的とする。

(ポイ捨て行為)

第2条 この条例において「ポイ捨て行為」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 缶、瓶、ペットボトルその他の容器(以下「空き缶等」という。)を回収容器その他これに類するもの(以下「回収容器等」という。)以外の場所に捨てる行為
- (2) たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物(以下「吸い殻等」という。)を吸い殻入れ、ごみ箱等以外の場所に捨てる行為
- (3) 飼い犬が排せつしたふんを放置する行為

(市の責務)

第3条 市は、ポイ捨て行為を防止するための施策を定め、積極的に実施しなければならない。

2 市は、教育活動、広報活動等を通じ、ポイ捨て行為の防止に関する啓発を行うものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器等に捨てなければならない。

2 市民は、空き缶等及び吸い殻等が道路等に捨てられているのを見つけたときは、自ら進んで清掃するよう努めなければならない。

3 市民は、住居の周辺の清掃に努めなければならない。

(喫煙をする者の責務)

第5条 喫煙をする者は、屋外で喫煙する場合は吸い殻入れを携帯し、移動しながら喫煙をしないよう努めなければならない。

(犬の飼い主の責務)

第6条 飼い主(これに準ずる者を含む。)は、屋外において飼い犬を移動し、又は運動させるときは、ふんの処理用具を携帯するとともに、飼い犬が排せつしたふんを回収し、適正に処理しなければならない。

(事業者の責務)

第7条 店舗又は自動販売機等により飲食物を販売する者は、空き缶等及び吸い殻等を回収し、又は収集するための回収容器等を設置し、適正に管理しなければならない。

2 事業者は、事務所、事業場等の周辺の清掃に努めなければならない。

3 事業者は、市の実施する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨て行為の禁止)

第8条 何人も、ポイ捨て行為をしてはならない。

(環境美化重点区域)

第9条 市長は、ポイ捨て行為の防止を重点的に行うことが必要であると認める区域を環境美化重点区域として指定するものとする。

(環境美化推進員)

第10条 市は、環境美化重点区域において、美化活動、啓発、指導その他のポイ捨て行為を防止するための活動を行う環境美化推進員を置くものとする。

(罰則)

第11条 第8条の規定に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成9年10月1日から施行する。